

---

令和5年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和5年12月22日(金曜日)

---

議事日程(第5号)

令和5年12月22日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第70号 四季見原すこやか森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議案第71号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第4 議案第72号 高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 高千穂町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第74号 高千穂町小水力発電事業基金条例の制定について
- 日程第7 議案第83号 団体営農村地域防災減災事業の施行について
- 日程第8 議案第84号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第69号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第87号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについて
- 日程第13 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第70号 四季見原すこやか森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議案第71号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第4 議案第72号 高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 高千穂町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第74号 高千穂町小水力発電事業基金条例の制定について
- 日程第7 議案第83号 団体営農村地域防災減災事業の施行について
- 日程第8 議案第84号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第69号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第87号 令和5年度高千穂町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについて

日程第13 議員派遣について

---

出席議員（13名）

1番 藤田 利廣議員	2番 田中 義了議員
3番 佐藤さつき議員	5番 板倉 哲男議員
6番 磯貝 助夫議員	7番 本願 和茂議員
8番 中島 早苗議員	9番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員	11番 工藤 博志議員
12番 富高健一郎議員	13番 富高 友子議員
14番 佐藤 定信議員	

---

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 興梠 貴
----------	---------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 甲斐 宗之	副町長 …………… 藤本 昭人
教育長 …………… 戸敷 二郎	総務課長 …………… 有藤 寿満
財政課長 …………… 興梠 貴俊	総合政策課長 …………… 戸高 雄司
税務課長 …………… 谷川 保孝	町民生活課長 …………… 甲斐 利一
企画観光課長 …………… 安在 浩	福祉保険課長 …………… 霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長 ……………	佐藤 峰史
農地整備課長 …………… 江藤 武憲	建設課長 …………… 甲斐 徹
会計管理者 …………… 伊藤 徳子	病院事務長 …………… 綾 浩樹
保健福祉総合センター所長 ……………	興梠 晶彦
上下水道課長 …………… 湯川 哲	
教育委員会次長兼教育総務課長 ……………	林 謙一
監査委員 …………… 中尾 清美	

---

午後1時30分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これより会議を開きます。

---

日程第1. 議案第85号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第1、議案第85号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案第85号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第85号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2. 議案第70号

日程第3. 議案第71号

日程第4. 議案第72号

日程第5. 議案第73号

日程第6. 議案第74号

日程第7. 議案第83号

日程第8. 議案第84号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、議案第70号から日程第8、議案第84号までの7件を一括議題とします。

この議案7件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（磯貝 助夫議員） 第4回高千穂町議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された農地整備課所管4件、企画観光課所管1件、上下水道課所管1件、総務課所管1件、計7件について、令和5年12月13日及び14日に審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

なお、委員1名が欠席のため6名で審査をしました。

まず、農地整備課所管。

議案第72号高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定について。

地方自治法第244の2の規定により、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別に定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないということから、本町の発電の規模に類する全国的な事例や県内の事例を参考に条例制定を行うものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、地区の土地改良区との調整はできているのか。

答弁、上寺用水組合には日常の維持管理をしていただく協定書を結ぶ予定であり、月に2回ほど点検をしてもらい、年間賃金に相当する約20万円と水の使用料3万円を委託事業として支払う予定である。

質疑、災害に対してどのような対策をしているか。

答弁、災害を発生させないために、水の取入口の伐採した部分にモルタル吹きつけをしており、のり面崩壊を防止するなど災害対策はしている。

質疑、本事業は、当初県から話が来たのか。

答弁、企業局が長年にわたり水量調査を行ってきた結果を基に話が来て、地元土地改良区を交えた話合いの結果、町営でやることになった。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号高千穂町特別会計設置条例の一部改正について。

畑中小水力発電所の設置に伴い、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために、本条例に「高千穂町小水力発電事業特別会計」を追加するものです。

小水力発電については、電気事業法施行規則第3条の4に定める要件に、出力が1,000キロワット以上の場合は公営事業会計、それ以下であれば特別会計設置義務とあります。

畑中については、49.9キロワットであるので特別会計となります。

また、売電により一定の対価として収益を得ること、かつ維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的に多目的な売電を実施する事業、また、実施を予定し建設中の事業については特別会計設置義務があるとされています。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、特別会計にしたときの有利性はあるか。

答弁、有利性というよりも、特別会計設置義務があるので特別会計にする。

質疑、特別会計になると収支の明確化や減価償却等の詳細を見ることが出来る有利性があるの

ではないか。

答弁、そういう利点はあると思う。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第74号高千穂町小水力発電事業基金条例の制定について。

基金条例については、地方自治法241条の規定により、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資産を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとされていることから、条例の定めにより特定の目的に応じ、確実かつ効率的な運用をしなければならないということもあり、今回、高千穂町小水力発電基金条例を制定するものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、基金積立てはどのぐらいの金額を見込んでいるのか。

答弁、近隣の町では、5年目から修繕箇所が出てきたようであり、いざというときのために積立てが必要と考える。

また、施設のメンテナンスや点検と部品の交換等も出てくるので、20年間で約1,500万円と見積もっている。

また、電気設備は電気主任技術者が必要になり、電気保安協会に年間約40万円を支払い、委託する予定である。

質疑、発電施設の異常が発生した場合の監視体制はできているのか。

答弁、ヘッドタンクの位置に監視カメラを設置し、役場で監視でき異常があった場合には速やかに対応できるようにしていく。

委員会からは、適切な運営と、業務の状況によっては体制の見直し等も検討するよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号団体営農村地域防災減災事業の施行について。

工事場所が大字上野玄武公民館内の上西集落内を終点としている、黒口用水組合が管理する用水であり、延長860メートルを整備するものであります。近年の豪雨により、度々土砂崩壊等が発生し、自力復旧や災害復旧による改修工事を現在まで行っている状況です。

また、現在用水路の脆弱化が進み、崩壊により通水断面が阻害され、安定的な用水の供給ができず、農業経営への影響や、下方には民家等もあり施設等の安全確保のためにも、早急な整備が必要であるため議案として上げました。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、総事業費2億4,790万円、6年間の事業であるが、財源の内訳は。

答弁、国が1億3,634万円、県が4,462万円、町が6,445万円、地元負担が247万円である。

質疑、着工時期はいつか。

答弁、令和6年度に測量設計をして、令和7年着工予定である。

討論なく採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、企画観光課所管。

議案第70号四季見原すこやかの森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正について。

今回の改正は、令和5年10月、四季見原すこやかの森キャンプ場の新たな魅力づくりのためバレルサウナを導入しているが、本条例の別表を改正し、その使用料について1セット90分当たり大人2人まで8,000円、ただし、大人1人追加ごとに2,000円と規定するものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、10月にスタートしたとのことだが、利用者はあったのか。

答弁、10月6日から11月3日までの金・土に営業し、10日間で5日間の利用があり、合計11名で4万1,000円の収益があった。

質疑、サウナは電気か。

答弁、プロパンガスである。使用しているストーブはオリンピア製ストーブで、組立ては国富町で行われており、県産材のサウナに、設置しているストーブも宮崎県産ということで、宮崎県のPRに一役買っていると高評価である。

質疑、四季見原キャンプ場が休業中、移動して町民のために使うことはできないのか。

答弁、できないことはないと思うが、料金を取るとなると環境的衛生に関することや、登録して許可を取って営業するのに大きな予算がかかる。

委員会から、費用対効果を考察し、町民が恩恵を受けられるような四季見原キャンプ場休業中の運用も検討するよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、上下水道課所管。

議案第71号高千穂町下水道条例の一部改正について。

宅内排水設備指定工事店に専属する排水設備工事責任技術者の登録について、その有効期間を、現在の4年から指定工事店の期間と同じ5年とするほか、条文の一部について所要の改正を行うものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、登録している排水工事責任技術者は何人いるのか。

答弁、43名いる。指定工事店は26店であり、その中には一人で営業している方もいる。

質疑、条文に「ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、これを短縮することができる」と追加されているが、特別な理由で短縮するのはどんなときか。

答弁、更新時期が年度末であり、指定を受けた日が5月、6月となれば、5年に満たないことがあるということである。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、総務課所管。

議案84号西臼杵広域行政事務組合規約の変更について。

令和5年4月に西臼杵広域行政事務組合が共同処理する事務に「西臼杵郡内公立病院の統合再編業務に関すること」を加え経営統合の準備を進めてきたが、当初の予定どおり令和6年4月より経営統合を行うことに伴い、組合規約中の共同処理する事務及び費用の分担等について、変更及び追加が必要となったため規約を変更するものです。

説明が終わり質疑に移りました。

質疑、令和6年度の病院事業において、公債費を伴う起債事業を予定しているのか。

答弁、現在のところ、詳細な部分はまだ掌握していないが、年明け1月に病院事業の予算審査が行われるので、事業費などを含め詳細が示されるものと思う。

質疑、病院事業に係る公債費の負担割合で「令和5年度以前の事業に係るものは、各病院の起債残高割」とあるが、3町の起債を一緒にして払うということか。

答弁、今後、令和5年度以前分の起債償還については、これまで3町がそれぞれ負担していたように、3町それぞれが病院事業へ繰り出しをし、償還する。

質疑、新たに追加された第8条の第6号の病院事業管理者1名とあるが、どうするのか。

答弁、現在、県に対し、当面の2年ほど職員の派遣をしていただけないかお願いをしており、検討していただいている。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号から議案第84号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第70号四季見原すこやかの森キャンプ場使用料徴収条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第70号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第70号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第71号高千穂町下水道条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第71号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第71号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第72号高千穂町小水力発電所の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第72号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第72号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第73号高千穂町特別会計設置条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第73号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第73号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第74号高千穂町小水力発電事業基金条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第74号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第74号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第83号団体営農村地域防災減災事業の施行についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第83号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第83号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第84号西臼杵広域行政事務組合の組合規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第84号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第84号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第69号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第9、議案第69号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

この議案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、佐藤さつき議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（佐藤さつき議員） 第4回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管の1件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管。

議案第69号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について。

国民健康保険においては、子育て世代の負担軽減として、令和4年度から未就学児の国保税均等割額の軽減制度を導入しています。国民年金などには、産前産後期間の保険料免除制度があり、厚生労働省は、国民健康保険でも同様の配慮を求める国会での附帯決議を踏まえ、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減、次世代育成支援を進めるとして、出産する被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険税のうち、「所得割額」「均等割額」を減額することとしました。

今回の改正では、出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月分を減額するものであり、双子などの多胎妊娠の場合は、出産月の3か月前から6か月相当分を減額するものです。

この改正は令和6年1月1日から施行するものと説明を受け、質疑に移りました。

質疑、手続はどのようにするのか。

答弁、出生届の際に確認する。

質疑、多胎児は双子も三つ子も減額期間は同じか。

答弁、同様に6か月相当分となる。

質疑、該当者は何人か。

答弁、出産世代の方は社会保険の方が多いため、年間四、五人ほどである。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からは、該当者は少ないが手続に漏れがないように要望しました。

以上、文教厚生常任委員会委員長、佐藤さつき。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第69号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第69号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10、議案第87号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第10、議案第87号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、議案第87号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1億8,600万9,000円を追加し、補正後の額を11億6,170万4,000円とするものであり、物価高騰に対する国の重点支援地方創生臨時交付金に伴うものであります。

本交付金は、低所得世帯への支援と併せてエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体の実情に合わせた必要な支援が実施できるものでありま

す。

本町におきましては、民生費で住民税非課税世帯へ7万円の給付事業、農林水産業費で施設園芸農家への燃料費助成事業、商工費で支え合おう高千穂商品券配布事業、教育費で学校給食費援助事業を計上させていただき、きめ細やかな支援を実施したいと考えております。

詳細につきましては、財政課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） これから関係課長の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第87号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

議案集7、追加議案をお開きください。3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,600万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を111億6,170万4,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

まず、歳入ですが、地方交付税5,193万7,000円の増は、普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策費等の増によるものです。

国庫支出金1億4,194万4,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

繰入金787万2,000円の減は、財源組替えによる財政調整基金繰入金の減です。

次に、歳出ですが、5ページを御覧ください。

今回の補正は、国の1次補正に伴います低所得世帯支援及び物価高騰の影響を受けた、生活者や事業者を支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものでございます。

最初に、民生費1億1,728万5,000円の増は、低所得世帯へ7万円の給付を行う事業費によるものです。

農林水産業費100万円の増は、施設園芸農家へ燃料高騰による負担増に対する助成を行うものです。

商工費6,064万5,000円の増は、町民1人当たり5,000円の商品券を配布し、家計への支援と併せて町内消費を促進するものでございます。

教育費707万9,000円の増は、学校給食の食材費の高騰に対し給食費2か月分を援助し、保護者の負担軽減を図るものでございます。

議案集の7ページ以降に歳入歳出予算の事項別明細書を、15ページに交付金充当事業の説明

資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上で、財政課所管の追加議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長提案の議案第87号の説明が終わりました。

ここで、議案第87号熟読のため午後2時15分まで休憩します。

午後2時04分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第87号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤。87号であります。今回の補正で非課税世帯1,650世帯相当に対する給付金でありますけれども、この1,650世帯の内訳ですね、若年世帯、中堅世帯、高齢世帯というふうにあるかと思いますが、その比率が大体分かればお知らせください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 工藤博志議員の御質問にお答えします。

きちんと分析した数字はないんですが、比較的多く高齢者世帯へ給付しているところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 比較的に高齢世帯が多いというようなことで理解してよろしいですかね。

町長の説明でも物価高騰の影響を受けた世帯を中心に今回給付をというような説明でございましたけれども、高齢世帯が、先日の一般質問でもありましたが、12月11日現在で2,647人というようなことであります。

この人たちが、仮に夫婦健在だった場合にもう1,300世帯が対象になるかなというふうに思います。その1,650世帯のうちのもう大半が高齢世帯というようなことであります。

今回の予算措置が高齢者向けであったということに本当にありがたいなというふうに思うわけですが、高齢者は常々から買物弱者であり交通弱者でもあります。

また、最近はタクシー代も上がったり、バスのほうはそれほどではありませんけれども、そういった面で、お年寄りとよくお話しすると、買物に出かけてもタクシー代を残して買物をしなけ

ればならないというようなお話も聞きますので、お年寄りに優しいまちづくりに今後も心がけて  
いただきたいと思います。

町長の所見をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

本当に工藤議員のおっしゃるとおりだと思います。先日からの質問でもありましたけれども、  
交通弱者については、買物支援というところは非常に大事なことだというふうにも思っております  
しけれども、先日も申し上げましたとおり、民間事業者の外販、また外販者組合等とも情報交換  
もしっかりやりながら、そういった部分の支援をしていきたいと思っておりますし、また、高齢世帯に  
限らずですけれども、全ての世帯に、今回の国の支援金の恩恵が受けられるようにということで、  
お一人5,000円の商品券というところで準備もしているところでございまして、プレミアム付  
き商品券よりも、こちらの事業のほうが利用される方もいいという声もありますし、また、小規  
模な商店においても利用が多いということで、一番ベストな支援の在り方であるのかなと――  
5,000円のほうのお話になりますけれども、7万円については、国のほうの事業として行う  
ものでありますので、そのルールに従って、しっかりと早い段階で行き渡るようにというこ  
とで努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 9番、馬原です。今の高騰対策の臨時給付金について、農林振  
興課長にお伺いします。

この事業の一応事業費は100万で上がっておりますけど、対象者と事業内容の説明をお願い  
いたします。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 御質問にお答えいたします。

この事業の対象者は施設園芸家、それからお茶の農家さんのA重油コストの増加分に対する一  
部を補助するものです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 課長にお伺いしますけれども、やはりこの二、三年ですね、農  
薬、肥料、それに資材なんかが高騰しているわけなんですけれども、やっぱりこの物価高騰臨時  
交付金につきましては、1年に1回来ればいいほうなんですけど、農家経営を考える中で、課長  
は今後やっぱり物価上昇の中で、来年度、再来年度見つめながら、今後の農業対策に対してはど

うお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 御質問にお答えいたします。

これまでに取り組んでおります様々な事業に加えまして、新たな事業につきましても積極的に取り組んでいくとともに、新規就農者、それから認定農業者をはじめ、多様な経営体の支援を関係機関とともに今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 町長にもお伺いいたしますけれども、今朝の新聞で、牛に対しては鹿児島県のほうで雌が50万、去勢が60万になりまして、本年度園芸対策事業の中で、トマト、キュウリ、単価的にはものすごく上がりましたけれども、生産量が減って、物価高騰の分には追いつかなくて、やっぱり収支がとんとんの農家が多いんじゃないかと思うんですけれども、今後、町長、やっぱりこういう物価高騰の中で、農家収益がプラマイゼロ、プラスにはなっていないと。今後中期的に、町長は農業政策に対してはどのようなお考えでしょうか。最後にお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 馬原議員の御質問にお答えいたします。

今回はこの物価高騰対応の支援ということでは、この冬作から春にかけての加温が必要なA重油を使うというところの事業者に限った支援ということになっておりますけれども、物価高騰については、農業関係については、おっしゃったとおり資材等の高騰もありますし、また畜産農家においては、飼料代も物によっては倍になっているというようなことも聞いておりますので、そういったところについても支援をしていきたいなというふうに思っております。

ただ財源の問題もありますので、今後また、このような物価高騰対応の国の交付金等が引き続き出てくるということになれば、それを活用し、どこに支援すべきかというところをしっかりと見極めて、一番必要なのはJAとの連携ということになろうかなというふうにも思っております。

JAも県1JAになってまいりますけれども、西臼杵3町とJAで歩調を合わせて今まで取り組んできたような事業については、引き続き継続をしていきたいと考えておりますし、また新たな支援、JAとのすみ分けの中でどのようにしていけるかというのは、しっかりJA、また生産者の代表の皆様方とも協議をしながら取り組んでいきたいと思っております。

畜産については、非常に価格が、最近ちょっと若干、国の出口戦略といいますか、枝肉の販売の支援というところが出てきたおかげで、若干上がってきたのかなというふうには考えておりますけれども、やはり価格が少しでも上がらないと生産意欲が減退していくということと、母牛の

頭数が減ってくれば、生産地としてのブランドというものも薄れかねないというふうなことを懸念しておりますので、そこ辺りについては、しっかりと今後も産地、これは畜産だけじゃありませんけれども、果樹、野菜、また園芸、お茶等の栽培の産地として維持できるように、しっかりとJAとも連携を取りながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。同じく87号の補正予算について質疑したいと思います。

7万円の給付について福祉保険課長にお尋ねしたいと思うんですが、この7万円の給付が、結構マスメディアの報道では先行してありまして、7万円の給付があるという話は、我々もそういった報道等で目にしていました。

そして、政府の国の意向としては、できれば年内にというような意向もあるようですが、ただ、実際の市町村ではちょっと時間がないというような声もあるようです。この7万円の給付がどういったスケジュールで給付されるのか、その辺りをお教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 板倉議員の御質問にお答えします。

この7万円につきましては、今回補正を通していただきまして、その後、システムを改修し、また1月になりましてから各家庭へ確認書を送付して、それからの給付になりますので、1月末から2月にかけて給付できたらと考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 分かりました。1月から確認書の発送をするということですが、対象者が非課税世帯、またはその世帯と同等と認められる世帯、いわゆる家計急変世帯というところになると思うんですが、非課税世帯については、町のほうで把握ができるのかなと思います。その非課税世帯については、どのように把握されるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 非課税世帯につきましては、本町の持っておっております税情報を基に非課税かどうかを把握していきます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 非課税世帯については、それで分かるんですが、家計急変世帯について、町として把握する方法があるのかどうか、再度、福祉保険課長にお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 家計急変世帯につきましては、各公民館の回覧文書や、またホームページなどで広報して、で、申請していただくという形になりますので、こちらで何か情報を基に把握するようなものはございません。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ということは、非課税世帯については、町のほうから確認書を発送できるけども、家計急変世帯については、町民自ら自己申告しないといけないということでいいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 今、板倉議員の言われたとおり、申請によって把握するものであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 8月、9月頃にも3万円の給付があったと思いますが、その際に、いわゆる家計急変世帯で自ら申告された事例はあったんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 仕事を解雇されたことなどによりまして、2件の家計急変世帯が申請されまして、3万円を給付しているところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） そういう家計急変世帯については自ら自己申告しないといけないというところで、非常に自己申告しないといけないという発信が、町として大切になるのかなと思うんですが、その辺り情報発信はどのようにされるんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 先ほども言いましたように、公民館の回覧やホームページなどで広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 最近、なかなか公民館に入っていない世帯とかもありますので、多様な情報発信をされたらよりいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう1点、この上の件で、コロナ以降、こういう国から下りてくる事業、給付金等の事業

が非常に多いなという印象ですけれども、それによる町職員の事務負担がどの程度なのかなというところが気になるんですが、結構、町職員として負担に実際になっているのか、残業等発生したりとか、そういう負担になっているのか、特に問題なく、ほかの通常業務とも並行してできているのか、その辺りをお教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 事務負担につきましては、確かに1人の職員では残業など増えたりすることもありますので、周りの職員などが応援をし、できるだけ残業などないように事務は行っているところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、そのように特定の職員の負担にならないよう気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） ほかになければ、これで質疑を終わります。

次に、議案第87号令和5年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第87号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、鉄道公園化に関する特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 1 2. 公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 1 2、公立病院の広域医療等に関する特別委員会の中間報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。公立病院の広域医療等に関する特別委員会から調査中の事件について中間報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、公立病院の広域医療等に関する特別委員会から調査中の事件について中間報告を求めることに決定しました。

ここで報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○公立病院の広域医療等に関する特別委員長（本願 和茂議員） 高千穂町議会会議規則第 4 7 条の規定により、第 7 回、8 回特別委員会の内容を報告いたします。

令和 5 年 9 月 1 5 日の第 7 回特別委員会では、各病院の機能再編についてを令和 3 年度まで、令和 6 年 4 月から、令和 6 年度以降に区別し改めて周知した上で、8 月時点の状況報告がなされました。

療養病床機能転換後の転院状況は、高千穂から日之影へ毎週 1 から 2 名、4 月から 7 月までに計 1 8 名が転院済みとなっています。

日之影から高千穂への紹介件数は、高千穂で入院に至らなかった患者を含む計 6 8 名が転院している状況です。

五ヶ瀬国保病院については、定員 1 8 名の介護医療院への転換を進めるとともに、高千穂・日之影との連携をさらに改善し、進めていくとのことでした。

今後もワーキンググループ会議ごとに協議を進め、年度末までに一定の方向性をまとめることとしています。

基本計画に基づいた、3 町病院事業の一部事務組合への経営統合及び職員の移管を行う第二次統合再編案では、運営管理局長を公募したが応募者がなかったため、今後 3 町からの派遣について検討を進めるとしています。

職員においても、1 4 名の募集に対し、看護師 3 名、薬剤師 1 名のみであったため、9 月以降

も追加募集を検討するとの報告がされました。

統合後の人事・給与制度では、各町と職員団体との妥結結果が報告されました。

令和4年度末時点の妥結結果概要は、①給料表・昇級・昇格については、基本的に高千穂町の例によるとし、日之影・五ヶ瀬職員で現給と統合後の給料に差がある場合は、統合後の特別昇給または一定期間の昇給の据置きで調整するとしています。

②手当についても、基本、高千穂町の例によるとしています。国・県の制度との均衡を考慮して、臨床検査技師を対象とした月6,000円の手当を創設するとしています。

通勤手当は、不利になる職員については、一定期間の経過措置を設けるとしています。

③病院間の異動については、基本的に職員の希望を尊重するとしています。

これらの妥結結果に基づき、具体的な準備が進められている状況です。

各町の財政負担の在り方は、論点と現在の協議の方向性について具体的に説明がなされました。

基礎となる係数の均等割、人口割、財政需要額割を、衛生事業では均等割及び人口割、消防事業では基準財政需要額割で負担割合を決めており、病院事業では財政需要額割の方向で検討中とのことです。

理由としては、①3公立病院の規模・機能はそれぞれ異なることから、経費の均等割という考え方にはそぐわないと考えられるため。

②統合再編後の3公立病院は、それぞれの機能に基づき3町の患者を受け入れることとすることから、人口割という考え方にもそぐわないと考えられるため。

③地方交付税の基準財政需要額の考え方は、病院の規模や機能に基づく一定の基準によって算定されるものであり、病院事業の経費を算出するための客観的な物差しとして考えられるための3点です。

また、地方交付税制度への対応として、令和4年度から地方交付税の算定基準となる病床数は、許可病床数から過去1年間で入院患者が最大となった病床数、最大稼働病床数で算定することとなっていますが、負担割合及び負担額の考え方では、許可病床数とする方向で協議中とのことです。

理由は、最大稼働病床数はその年の病院の入院患者の実績によって左右されるため、3公立病院の運営に係るコストの算出方法としては、許可病床数のほうがより適切であると考えられるためです。

五ヶ瀬の介護医療院転換に伴う地方交付税減収の影響については、転換によって得られる増収額を控除した上で、3町が各病院の基準財政需要額等に応じた率で負担する方向で協議をしているとのことです。

理由は、五ヶ瀬国保病院の介護医療院は基本構想上「3町の介護需要の受皿」として機能する

という位置づけであることから、その経費については、3町も応分の負担を行うべきであると考えられるためです。

ただし、現状では、五ヶ瀬国保病院の介護医療院は、ほぼ全床が五ヶ瀬町民であるという実態を踏まえると、「3町の介護需要の受皿」という役割を果たすためには、高千穂・日之影の住民受入れを積極的に進めることが求められると考察しています。

これまでの起債については、起債に係る元利償還金は繰出基準額（元利償還金の2分の1または3分の2）を各町が負担金として支出する方向で協議しています。

理由は、過去の起債については、各町がそれぞれの判断に基づき行ったものであるため、償還についても各町の責任において行うべきとの考えからです。

今後の起債、6年度以降の起債については、3町が各病院の基準財政需要額等に応じた率で負担する方向で協議しています。

理由は、統合後の3病院は一体となって「西臼杵郡の医療機関」として運営していくものであり、各病院で行う施設整備も3町が一体となって整備し、それぞれ応分の負担を行うべきとの考えからです。

運営管理局の経費負担については、令和6年度以降は、3町が各病院の基準財政需要額等に応じた率で負担する方向で協議しています。

理由は、運営管理局経費は病院事業を運営するための経費であるため、他の事業費と同じ考え方で負担することが適切と考えられるためです。

また、運営管理局の人件費は、派遣元の町にかかわらず、3町が各病院の基準財政需要額等に応じた率で負担する方向で協議しています。

理由は、運営管理局の人件費も病院事業運営に必要な経費であるためです。

この方法で各町の負担金は、外形上多額となりますが、これまで各町総務課が担っていた業務の多くを運営管理局が行うことになるため、新たに発生した費用と捉えず、必要な経費であるとの見解でありました。

奨学金については、運営管理局経費で計上し、各町負担は他の経費同様に各病院の基準財政需要額等に応じた率で負担する方向で協議中です。

理由は、令和6年度以降、採用された職員は、3病院に配置されることとなるが、配置される割合は基本的に各病院の事業規模に比例すると考えられ、他の事業費と同様の負担割合が適切と考えられるためです。

以上の説明後、質疑に移りました。

質疑、高千穂から日之影に転院時の患者の反応は。

答弁、段階的な説明と現場看護師の丁寧な説明により、強い反発等は届いていません。

質疑、募集人員が確保できなかった場合の対応は。

答弁、臨床検査技師については、1名の追加募集で応募がありました。

看護師が不足する場合は、病床数を減らしてコントロールしていくといった現実的な対応になるかと思えます。

質疑、五ヶ瀬国保病院の介護医療院への転換で減収する地方交付税額は。

答弁、令和7年度からの経過措置後が約2,000万円、その後徐々に増え、最終的には4,000万円程度の想定です。

質疑、3病院の令和4年度決算状況は。

答弁、純損益として高千穂が9,245万円の黒字、日之影が757万円の黒字、五ヶ瀬が5,894万円の赤字です。

質疑、本町では、訪問看護サービス事業を行っているが、2町の訪問看護サービス事業、在宅医療の現状と統合後の対応は。

答弁、日之影では、病院がみなしの訪問看護事業を行っていますが、五ヶ瀬にはありません。町外へのサービス拡大は難しいと思われるため、当分は現状のままとなります。

質疑、日之影、五ヶ瀬の起債残高は。

答弁、令和4年度決算時点の元利償還金額は、日之影3億5,876万円、五ヶ瀬3億231万円です。

質疑、負担割合に基準財政需要額に応じた率とあるが、各町の割合率は。

答弁、おおむね高千穂が4割強、日之影が3割弱、五ヶ瀬が3割強ぐらいです。

質疑、現在の未収金の対応は。

答弁、各病院の負債となるため、引き続き各病院で管理することになります。

質疑、3病院職員の給料差額状況は。

答弁、全体的な水準では、高千穂と比較して五ヶ瀬が高く、日之影が低いという大まかな状況です。給料月額3万円ほど違うケースがあります。

以上が主な質疑内容となります。今後、3町議会の意見も踏まえて議論を進め、予算策定期間までには結論を得る見込みであると伝えられ、閉会しました。

次に、第8回特別委員会は令和5年12月11日に行われ、各病院の機能再編について、10月時点の状況報告がなされました。

療養病床機能転換後の転院状況は、高千穂から日之影へ毎週1から2名、4月から9月までに計26名が転院済みとなっています。

日之影から高千穂への紹介件数は、高千穂で入院に至らなかった患者を含む計97名が転院している状況です。

五ヶ瀬国保病院については、18床の介護療養病床を定員18人の介護医療院に転換するための協議と準備を進めています。

また、介護医療院の算定はI型（I）を目指すこととし、今後、高千穂国保病院等からの患者の受入れについてのルールを策定するとしています。

介護医療院における算定サービス毎の基準I型（I）の具体的な内容は、I型療養病床を有する介護医療院であること、看護職員配置割合が6対1で、うち2割以上が看護師であること、介護職員配置割合が4対1であること、入所者のうち重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合50%、喀たん吸引、経管栄養またはインスリン注射が実施された者の占める割合50%などが条件となっています。

各ワーキンググループ会議の10月時点の現状は、経理管理・経理ワーキンググループ会議では、①中期経営計画及び各病院経営強化プラン策定、②統合後の経営管理を行う会議体についての協議を行っています。

西臼杵広域行政事務組合内部の会議体（案）として、執行部会議では、3院長、病院事業管理者、運営管理局长、3病院事務長等が集まり、経営計画、組織、条例その他重要な規則の制定または改廃に関する事項を2か月に1回行う計画にしています。

そのほか、事務長会議を月に1回、3町長、3院長、医師会会長、保健所所長、病院事業管理者で行う開設者会議を年に一、二回、それに伴う準備会議を計画しています。

会議名については、現段階では全て仮称となっています。

③統合後の会議基準については、各病院の会計担当者を中心に協議を進め、会計基準案を作成し、今後は当該会計基準案に合わせた予算書の作成等の準備を進めるとしています。

診療ワーキンググループ会議では、①高千穂国保病院及び日之影国保病院の機能転換の経過及び機能転換後の取組について協議し、入退院ルールの修正等を実施しています。

修正のポイントは、診療時間外において他院との転院調整を行うなど、状況に応じた対応を講じることとし、今後の対応については定期的に見直すとしています。

地域連携ワーキンググループ会議では、3公立病院以外の医療機関の連携に向けたデータ収集・分析を実施するとしています。

今後も引き続き、ワーキンググループ会議ごとに協議を進め、年度末までに一定の方向性をまとめるとしています。

第二次統合再編案の今後の予定、統合後の組織についての説明では、現在、高千穂国保病院内に執務室を工事中で、来月頃、統合再編準備室を移転させる予定です。

令和6年1月28日には、追加募集の職員採用試験を実施予定で、広く広報を進めるとのことです。

採用予定人員は、薬剤師が2名、看護師が8名程度、診療放射線技師1名です。

各町には西臼杵広域行政事務組合規約改正として、広域行政事務組合の事業に病院事業を加えること及び事業費の負担割合等について、定める条例改正案を上程しています。

12月25日に開催予定の西臼杵広域行政事務組合臨時会では、病院事業の設置、医師・薬剤師・看護師修学資金貸与、職員定数、職員の定年に医師70歳を追加、病院事業者の給与、職員の給与及び基準、病院使用料及び手数料を定める条例制定議案7件を上程することとなっています。

また、前回の委員会で報告された負担割合等についても再度周知がなされ、各病院の病院事業費算定額の参考として、令和4年度の基準財政需要額に基づき算定した割合が、高千穂40.46%、日之影28.74%、五ヶ瀬30.8%となっています。

具体的な額を今後、予算編成作業において審議するとしています。

病院事業に係る公債費においては、令和5年以前の事業に係るものは、各病院の起債残高割とするため、参考として、令和4年度末現在の各町起債残高（元利）に基づく6年度負担額見込みが、高千穂1億2,250万円、日之影2,992万円、五ヶ瀬3,793万円となります。

西臼杵郡3公立病院中期経営計画（案）では、中期経営計画について、これまでの説明の経緯と収支計画、経営指標が報告されました。

収支計画では、1点目に各病院の病床稼働率が、基本構想策定時の考え方にに基づき、高千穂は今後、郡外に入院している患者の取り込みを図り、4年度実績相当の稼働率80%を維持、日之影は療養病床への転換と高千穂病院との連携強化により、4年度実績を上回る稼働率86%の達成、五ヶ瀬は高千穂・日之影との連携強化により、4年度実績を上回る稼働率76%を達成すること。

2点目に各病院とも機能再編による入院単価の増加見込み、3点目に外来収益の人口減による段階的な減少の見込み、4点目に日之影の人件費を高千穂の水準に合わせることによる一定程度の増加見込み、5点目にその他の経費を現在の実情に応じた額にすること、6点目に各町からの負担金がこれまでの合意に基づく額で満額負担されることを前提に、令和6年度から9年度の中期経営計画における収支シミュレーションを作成しています。

また、収支シミュレーションにおける計画最終年度である令和9年度の経常収支見込みは、高千穂が約6,900万円の黒字、日之影が約200万円の赤字、五ヶ瀬が約3,100万円の赤字で、3病院プラス運営管理局全体では約3,700万円の黒字になると予測しています。

ただし、シミュレーションを達成するためには、医師・看護師の確保及び郡外の医療機関との連携強化を通じた稼働率の確保や、院内の取組を通じた入院単価の確保が前提となることとです。

経営指標は、医療機能に係るもの及び医療の質に係るものについて、3病院の特徴を反映した指標の設定を想定し、策定しています。

今後のスケジュールについては、現在の案に5年度上半期決算を踏まえた修正やアクションプランを加えて「中期経営計画（案）」を策定し、有識者への意見聴取や議会への説明を経て、令和6年3月「中期経営計画」を発表するとのことです。

次に、西臼杵郡3公立病院の経営強化プランでは、経営強化プランの位置づけを、全ての公立病院で「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づいて、プランを策定することが国から要請されているためとしています。

ガイドラインの概要は、策定期間が令和4年度または5年中で、期間を策定年度またはその次年度から9年度を標準としています。

内容については、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載となっています。

- ① 役割・機能の最適化と連携の強化、②医師・看護師等の確保と働き方改革、③経営形態の見直し、④新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組、⑤施設・設備の最適化、⑥経営の効率化等です。

経営強化プランと中期経営計画の関係は、西臼杵広域行政組合病院事業としての「中期経営計画」と、3公立病院それぞれの「経営強化プラン」は連動しており、中期経営計画で定めた「経営理念」「経営ビジョン」「経営戦略」「収支計画」に基づき、各病院が取り組むべき内容について定めたものであるため、いずれも計画期間は令和6年度から9年度の4年間となっています。

経営強化プラン骨子については、プランに記載する事項について整理し、今後、骨子の内容を基に修文、データの追加等を行い、プランを完成させるとしています。

今後のスケジュールについては、本骨子案について県の地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、「経営強化プラン（案）」を策定させること。

有識者への意見聴取や議会への説明、地域医療構想調整会議での説明を経て、令和6年3月に各病院において「経営強化プラン」を発表予定としています。

以上の説明後、質疑に移りました。

質疑、各町の起債償還最終年度は。

答弁、病院建設に係るものでは、高千穂、五ヶ瀬が令和10年度、日之影が令和14年度です。

質疑、令和4年度の基準財政需要額割が参考として報告されたが、令和6年度に大きく変動することはないのか。

答弁、病床構成変更に伴い病床数が変われば影響しますが、病床数等に変化がなければ大きくは変わりません。

ただ、特別交付税はその年の政策で変わる場合があります。

質疑、入院単価を上げるということは値上げと捉えてよいのか。

答弁、高千穂国保病院は、令和5年4月から全て入院単価の高い急性期病床にしたことで入院単価は上がっています。

勝手に基本的な単価や診療報酬を上げるということではなく、しっかり診療報酬制度に対応し、増やしていく仕組みを考え入院報酬を上げるということです。

質疑、給与格差の解消は何年かかるのか。

答弁、年配の方では追いつかないケースもありますが、若い方だと同等もしくは高千穂のほうが高いケースもあり、ここは人によります。基本的には数年で同じ給与水準になるかと思います。

質疑、医師確保については、これまで同様、宮大・熊大・済生会病院から派遣していただく考えなのか。

答弁、これまでの関係を維持し、強化していきます。

新たな取組として、統合ならではの連携と強化を生かし、3町長そろって現状報告と医師確保のお願いに行ったところでは。

質疑、令和6年4月以降は、麻酔科医が派遣され手術ができるようになるのか。

答弁、正直ハードルは高いと感じていますが、今後の課題として医療機能の強化ということ念頭に置いておく必要があると考えております。

質疑、職員の追加募集方法については、これまでとは違った募集を行うのか。

答弁、高千穂町には、各地区へ公募のチラシ配布と12月21日の公民館長会でも御協力のお願いを考えています。

今回12月から1月にかけて募集させていただく趣旨として、年末年始を挟むため帰省されている方が多いのではと思います。他県で看護師をされている方々に情報が伝わればと考えており、防災無線なども含めて積極的に広報していきたいと考えております。

以上、高千穂町議会公立病院の広域医療等に関する特別委員会の報告となります。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長からの中間報告が終わりました。

---

### 日程第13. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和5年第4回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る12月11日に開会いただきました本定例会におきましては、本日追加上程させていただいた案件を含め、条例案件10件、各会計補正予算9件、人事案件1件、その他3件の合計23件の重要案件につきまして、12日間にわたり御審議をいただき、いずれの議案も原案どおりに御承認を頂き、誠にありがとうございました。

様々に御質問も頂きましたが、その御質問を通して本町が直面する諸課題を再認識し、今後の施策の展開について改めて検討する機会を頂いたと考えております。

現在、新年度予算編成を行っておりますが、新年度以降の具体的な方策につながる建設的な議論を交わすことができましたこと、大変ありがたく感じた次第であります。

今後とも、町民目線に立った行政運営に取り組み、子供からお年寄りまで優しいまちづくり、全ての世代が地域に自信と誇りを持ち、安全・安心に暮らしていける持続的なまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

さて、いよいよ年末も大詰めとなりまして、令和5年も残すところあと僅かとなりました。今年には新型コロナの影響も和らぎ、観光地高千穂にもにぎわいが戻ってまいりました。

しかし、物価高騰や本町農業の主力である子牛価格の低迷、台風や豪雨災害からの復旧など困難な状況もありますが、国や県の事業活用、また町独自の施策展開など、職員一丸となって知恵を絞り取り組みながら、来る令和6年は、ぜひとも様々な分野において明るい展望を抱くことができる、そのような年にしていきたいと思います。

結びに、議員各位におかれましては、特にここ数日、寒さも厳しさを増しており、年の瀬の慌ただしい時期ともなりますが、体調管理に御留意の上、御自愛をいただきながら、本町発展のために御尽力、また御協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月11日から本日までの12日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆様には、懇接丁寧な答弁を頂き、心からお礼を申し上げます。

今年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、徐々に各種行事等も開催され始め、人と人とのつながりの大切さを感じる1年でありました。

しかしながら、町を取り巻く情勢は物価高騰で非常に厳しい状況にあります。町の現状、また未来において、必要なもの、欲しいもの、要らないものの精査と細部にまで気配りと思いやりのある町政推進に、執行・議会各位の御尽力をお願いいたします。

来る年が高千穂町、そして皆様にとって素晴らしい1年となりますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

○議長（坂本 弘明議員） 本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和5年第4回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後3時03分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員